Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 155 2016年06月07日

メキシコ:商標異議申立制度採択

メキシコにおいて工業所有権法の改正が承認され、商標異議申立制度が採択された。その改正法は 2016 年 6 月 1 日に官報に公告され、2016 年 8 月 30 日に発効する。

異議制度の採択は不法な登録を減少させ、メキシコにおける侵害及び登録取消を減じることを目的としている。

異議申立制度の概要は以下の通りである。

1. 商標出願は出願日から 10 稼働日後に公告される。
2. 異議申立は公告日から 30 日以内に提起できる。
3. 何人も絶対的理由又は相対的理由に基づいて異議申立ができる。
4. 商標局は 30 日間の公告後に異議申立を受けた全ての出願を公告する。
5. 出願人は被異議の公告後 30 日以内に答弁することができる。
6. 上記の期間は商標局による審査を中断又は停止させるものではなく、審査官は通常通り指令を発行することができる。
7. いかなる場合も商標局は登録又は拒絶の通知をする。

商標局は異議申立の公費をまだ定めていない。

(出典:Balder IP Law, S.L.)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。